

青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

① 児童福祉施設等の健康診断に係る条例改正について

指定児童発達支援を行う児童発達支援センター、小規模保育事業所、母子生活支援施設及び保育所においては、入所時及び年2回の健康診断が義務づけられているが、これまで児童相談所等や学校における健康診断の結果を把握している場合には、施設で改めて実施しなくてもよいとされていたところ、今般、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）等が改正され、新たに『乳幼児健康診査』がその対象に追加された。

② 「児童福祉法」等の改正に伴う条例改正について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の改正（職員による虐待に関する通報義務等の新設）に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等において、引用する法律の条項番号を変更する改正がされた。

○引用する条項番号

（改正前）児童福祉法第33条の10各号 → （改正後）児童福祉法第33条の10第1項各号 等

③ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴う条例改正について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が改正され、母子生活支援施設の各職員の任用要件について、「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」が追加された。

○こども家庭ソーシャルワーカー

こども家庭福祉分野で働くソーシャルワーカーの専門性向上を目的としたこども家庭庁管轄認定資格で、こども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した者

④ 「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴う条例改正について

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において、文言修正等の改正がされた。

①から④の改正を受け、本市においても、国の基準に従い又は参照して定めている「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等について、所要の改正を行うものである。

2 改正する条例

①児童福祉施設等の健康診断に係る条例改正について

番号	国基準	市条例	対象となる主な認可・認定施設
1	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (令和元年条例第1号)	指定児童発達支援を行う児童発達支援センター
2	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (※) (平成26年条例第30号)	小規模保育事業
3	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (※) (平成24年条例第74号)	母子生活支援施設 保育所

②「児童福祉法」等の改正に伴う条例改正について

番号	国基準	市条例	対象となる主な認可・認定施設
4	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第28号)	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業
5	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 (平成31年条例第1号)	幼稚園型認定こども園 保育所型認定こども園
6	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第29号)	幼保連携型認定こども園
7	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (※) (平成26年条例第30号)	小規模保育事業
8	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (※) (令和7年条例第4号)	乳児等通園支援事業
9	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (※) (平成24年条例第74号)	母子生活支援施設 保育所
10	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年条例第31号)	放課後児童会

③「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴う条例改正について

番号	国基準	市条例	対象となる主な認可・認定施設
11	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^(*) (平成24年条例第74号)	母子生活支援施設

④「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴う条例改正について

番号	国基準	市条例	対象となる主な認可・認定施設
12	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準	青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ^(*) (令和7年条例第4号)	乳児等通園支援事業

(※) 「青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は①及び②の改正を、「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、①、②及び③の改正を、「青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は②及び④の改正を行う。

3 主な改正内容 ※いずれも国基準のとおりの改正

①児童福祉施設等の健康診断に係る条例改正について

番号	項目	改正前	改正後
1	指定児童発達支援事業者における健康診断を行わないことができる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等における児童の入所前の健康診断の結果を把握している場合 ・児童が通学する学校における健康診断の結果を把握している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等における児童の入所前の健康診断の結果を把握している場合 ・児童が通学する学校における健康診断の結果を把握している場合 ・母子保健法に規定する健康診査の結果を把握している場合
2	小規模保育事業等における健康診断を行わないことができる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等における児童の入所前の健康診断の結果を把握している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等における児童の入所前の健康診断の結果を把握している場合 ・母子保健法に規定する健康診査の結果を把握している場合
3	児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所）における健康診断を行わないことができる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等における児童の入所前の健康診断の結果を把握している場合 ・児童が通学する学校における健康診断の結果を把握している場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等における児童の入所前の健康診断の結果を把握している場合 ・児童が通学する学校における健康診断の結果を把握している場合 ・母子保健法に規定する健康診査の結果を把握している場合

②「児童福祉法」等の改正に伴う条例改正について

番号	項目	改正前	改正後
4	条例で引用する虐待の定義条文	児童福祉法 <u>第33条の10各号</u>	児童福祉法 <u>第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>
5	条例で引用する虐待の定義条文	児童福祉法 <u>第33条の10各号</u>	児童福祉法 <u>第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号）</u>
6	条例で引用する虐待の定義条文	児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第33条の10各号</u>	<u>法第27条の2第1項各号</u>
7 ～ 10	条例で引用する虐待の定義条文	児童福祉法 <u>第33条の10各号</u>	児童福祉法 <u>第33条の10第1項各号</u>

③「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴う条例改正について

番号	項目	改正前	改正後
11	母子生活支援施設の長、母子支援員の任用要件	(追加)	<u>「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を追加</u>

④「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴う条例改正について

番号	項目	改正前	改正後
12	文言の修正	乳児等通園支援事業者の職員	<u>乳児等通園支援事業所の職員 等</u>

4 施行期日

①児童福祉施設等の健康診断に係る条例改正について

②「児童福祉法」等の改正に伴う条例改正について

公布の日

③「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の改正に伴う条例改正について

令和8年3月1日

④「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の改正に伴う条例改正について

令和8年4月1日